熊本県地域防災計画
新旧対照表

令和６年５月１６日修正

※右欄のＰはR5県地域防災計画の該当ページ

第１編　共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第１章　総則	第１章　総則		
第４節　熊本県の災害要因と被害状況 １．災害要因 （略） また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳ＊ランク、人吉盆地南縁断層（新規）がＡ＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 （略） [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和５年１月13日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	第４節　熊本県の災害要因と被害状況 １．災害要因 （略） また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳ＊ランク、人吉盆地南縁断層、出水断層帯がＡ＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 （略） [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和６年１月15日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	②その他修正 出水断層帯もＡ＊ランクと評価されているため追記 【危機管理防災課災害対策班】 ②その他修正 最新の資料に修正 【危機管理防災課災害対策班】	9 10
第２章　災害予防	第２章　災害予防		
第１節　公共施設等災害予防 生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。 また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。 さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。 （新規）	第１節　公共施設等災害予防 生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。 また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。 さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。 その他、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表P2）の反映	13

修正前	修正後	修正理由等	P
	明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。		
第３節　風水害・土砂災害予防 ２．土砂災害対策 (1)　土石流対策 本県は、県土の約８割が山地や丘陵地となっており、また破砕帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。本県において土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流の数は、3,920（うち直轄区域 93）渓流（平成 11 年から平成 13 年にかけての土石流危険渓流及び土石流危険区域調査：平成 15 年３月公表）となっている。平成 24 年７月の熊本広域大水害や令和２年７月豪雨では、土砂災害等により甚大な被害が発生した。	第３節　風水害・土砂災害予防 ２．土砂災害対策 (1)　土石流対策 本県は、県土の約８割が山地や丘陵地となっており、また破砕帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。（削除）	②その他修正 土石流危険渓流の定義が変更となったため 【砂防課防災管理班】	22
県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、1,945 箇所、11,941ha を砂防指定地に指定している（令和３年 12 月 31 日現在）。（新規）国及び県は、土石流対策の施設整備を推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。	県では、「砂防法（明治 30 年法律第 29 号）」に基づき、渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（令和５年 12 月 31 日現在 1,958 箇所、11,952ha）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。 また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある 5,348 箇所を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（令和５年 12 月 31 日現在）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。	②その他修正 土石流危険渓流の定義が変更となったため、最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】	22
（略）	（略）		

修正前	修正後	修正理由等	P
さらに、まだ土砂災害警戒区域（新規）の指定に至らない土石流危険渓流（新規）についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に土石流危険渓流（新規）における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。	（削除）	②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課防災管理班】	23
（略）	（略）		
なお、土石流に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）のとおりである。	なお、土砂災害に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報（削除）のとおりである。		
(2)　地すべり防止対策 イ　砂防地すべり対策	(2)　地すべり防止対策 イ　砂防地すべり対策		
砂防地すべり（山地、農地を除く）については、平成８年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、114 箇所、4,034ha（再点検後危険箇所 24 以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む）に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91 地区、1,566ha（令和３年 12 月 31 日現在）である。（新規）	砂防地すべり（山地、農地を除く）については（削除）「地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 条）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（令和 5 年 12 月 31 日現在 91 箇所、1,566ha）、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。 また、本県において地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、170 箇所を土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している（令和 5 年 12 月 31 日現在）。	②その他修正 地すべり危険箇所の廃止、最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】	23
（略）	（略）		
さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、市町村防災会議（又は市町村長）は、災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。	（削除）	②その他修正 地すべり危険箇所の廃止 【砂防課防災管理班】	24

修正前	修正後	修正理由等	P
(4)　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策 （略） 本県においては、平成 11 年から 12 年にかけて実施した急傾斜地崩壊危険箇所点検調査により、がけ高５ｍ以上、がけの角度 30°以上の急傾斜地崩壊危険箇所は、9,463 箇所となっている。 県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（令和３年 12 月 31 日現在 1,042 箇所指定）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。 また、急傾斜地崩壊危険箇所については「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。 （略） さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない急傾斜地崩壊危険箇所についても災害対 26 策基本法に基づき、市町村地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。 第８節　防災業務施設整備 ５．防災活動拠点施設 (2)　地域別広域防災活動拠点 （略）	(4)　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策 （略） （削除） 県では、（削除）「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（令和５年 12 月 31 日現在 1,048 箇所指定、1,812ha）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。 また、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づき、18,548 箇所を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している（令和５年 12 月 31 日現在）。 （略） （削除） 第８節　防災業務施設整備 ５．防災活動拠点施設 (2)　地域別広域防災活動拠点 （略）	②その他修正 急傾斜地崩壊危険箇所の廃止、最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】	25 26

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>オ　指定の状況
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>対象地区</th><th>施設名等</th></tr>
<tr><td>県南広域
防災活動拠点</td><td>県南広域
本部管内</td><td>道の駅「たのうら」、
（新規）</td></tr>
</table>
第１４節　避難収容
１．緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定
(3)　避難所の環境整備等
市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、（新規）非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
（略）
３．　避難誘導の事前措置
(2)　情報伝達手段の整備
県、市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。
（略）
５．避難所運営マニュアルの作成等
（略）
さらに、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民</td>
<td>オ　指定の状況
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>対象地区</th><th>施設名等</th></tr>
<tr><td>県南広域
防災活動拠点</td><td>県南広域
本部管内</td><td>道の駅「たのうら」、
道の駅「錦」</td></tr>
</table>
第１４節　避難収容
１．緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定
(3)　避難所の環境整備等
市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
（略）
３．　避難誘導の事前措置
(2)　情報伝達手段の整備
県及び市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。
（略）
５．避難所運営マニュアルの作成等
（略）
さらに、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民</td>
<td>②その他修正
整備完了に伴う施設の追加
【道路保全課
市町村道・施設班】

①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映

①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P3）の反映</td>
<td>44

69

71</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	修正理由等	P
等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映	73
また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、ＮＰＯ、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換（新規）に努めるものとする。	また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、ＮＰＯ、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映	73
（略）	（略）		
第１５節　避難行動要支援者等支援 １．避難行動要支援者等支援体制の整備 (3)　避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等	第１５節　避難行動要支援者等支援 １．避難行動要支援者等支援体制の整備 (3)　避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等		
（略）	（略）		
さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。（新規）	さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにする。す	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P7）の反映	76

修正前	修正後	修正理由等	P
	なわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。		
(5)　福祉避難所を含めた避難所の確保 （略） また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	(5)　福祉避難所を含めた避難所の確保 （略） また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映	78
（略） ２．避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 (1)　避難支援計画の策定 （略） また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職，社会福祉協議会、民生委員、地域住民（新規）等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。（新規）	（略） ２．避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 (1)　避難支援計画の策定 （略） また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職，社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映	79 79
また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマ	また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマッ		

修正前	修正後	修正理由等	P
ップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。（新規）県は市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。	プの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。また、県は、市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援する。市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映	79
		①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映	79
（略）	（略）		
(3)　避難行動要支援者情報の取扱い 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、（新規）多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	(3)　避難行動要支援者情報の取扱い 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映	80
（略）	（略）		
第１６節　医療保健 ３．災害時における医療救護体制の整備 (2)　保健医療体制の整備 ア　県は、あらかじめ保健医療調整本部の体制について、定めておくものとする。	第１６節　医療保健 ３．災害時における医療救護体制の整備 (2)　保健医療体制の整備 ア　県は、あらかじめ保健医療福祉調整本部の体制について、定めておくものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映	82
（略）	（略）		

修正前	修正後	修正理由等	P
第１７節 災害ボランティア ３．災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2)　体制整備 （新規）	第１７節 災害ボランティア ３．災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2)　体制整備 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。そのため、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P3）の反映	88
県社協は、災害時に市町村社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社協を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。 市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。	県社協は、災害時に市町村社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社協を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。 市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。		
［参考］県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。	［参考］県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。		

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>（令和4年12月31日現在）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td><td>砂防ボランティア登録制度</td><td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td></tr>
<tr><td>登録者数</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>1,684人</td><td>161人</td><td>889人</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>（令和5年12月31日現在）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td><td>砂防ボランティア登録制度</td><td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td></tr>
<tr><td>登録者数</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>1,766人</td><td>177人</td><td>901人</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>②その他修正
登録者数の時点修正
※被災建築物応急危険度判定士認定制度、被災宅地危険度判定士認定制度
【建築課安全推進班、盛土対策・住宅指導班】
※砂防ボランティア登録制度
【砂防課防災管理班】</td>
<td>89</td>
</tr>
<tr>
<td>第３章　災害応急対策
第１節　組織
１．防災組織
(2)　災害対策本部
（略）
<table>
<tr><td rowspan="2">熊本県災害対策本部（熊本県庁内）</td><td rowspan="2">熊本県現地災害対策本部</td><td>名称</td><td>位置</td><td>所管区域</td><td>広域支援体制</td></tr>
<tr><td>熊本地方災害対策本部</td><td>県央広域本部上本部</td><td>熊本市</td><td rowspan="3">県央広域本部</td></tr>
<tr><td>宇城地方災害対策本部</td><td>宇城地域振興局</td><td>宇土市、宇城市及び下益城郡</td></tr>
<tr><td>上益城地方災害対策本部</td><td>上益城地域振興局</td><td>上益城郡</td></tr>
<tr><td>玉名地方災害対策本部</td><td>玉名地域振興局</td><td>玉名市、荒尾市及び玉名郡</td><td rowspan="4">県北広域本部</td></tr>
<tr><td>鹿本地方災害対策本部</td><td>鹿本地域振興局</td><td>山鹿市</td></tr>
<tr><td>菊池地方災害対策本部</td><td>県北広域本部</td><td>菊池市、合志市及び菊池郡</td></tr>
<tr><td>阿蘇地方災害対策本部</td><td>阿蘇地域振興局</td><td>阿蘇市及び阿蘇郡</td></tr>
<tr><td>八代地方災害対策本部</td><td>県南広域本部</td><td>八代市及び八代郡</td><td rowspan="3">県南広域本部</td></tr>
<tr><td>芦北地方災害対策本部</td><td>芦北地域振興局</td><td>水俣市及び葦北郡</td></tr>
<tr><td>球磨地方災害対策本部</td><td>球磨地域振興局</td><td>人吉市及び球磨郡</td></tr>
<tr><td>天草地方災害対策本部</td><td>天草広域本部</td><td>天草市、上天草市及び天草郡</td><td>天草広域本部</td></tr>
</table>
２．熊本県の災害対策系統
(1)　熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統
熊本県の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、熊本県災害対策本部と熊本県防災会議を構成する防災関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進をはかるため、相互に緊密な連絡協調を</td>
<td>第３章　災害応急対策
第１節　組織
１．防災組織
(2)　災害対策本部
（略）
<table>
<tr><td rowspan="2">熊本県災害対策本部（熊本県庁内）</td><td rowspan="2">熊本県現地災害対策本部</td><td>名称</td><td>位置</td><td>所管区域</td><td>広域支援体制</td></tr>
<tr><td>熊本地方災害対策本部</td><td>県央広域本部(削除)</td><td>熊本市</td><td rowspan="3">県央広域本部</td></tr>
<tr><td>宇城地方災害対策本部</td><td>宇城地域振興局</td><td>宇土市、宇城市及び下益城郡</td></tr>
<tr><td>上益城地方災害対策本部</td><td>上益城地域振興局</td><td>上益城郡</td></tr>
<tr><td>玉名地方災害対策本部</td><td>玉名地域振興局</td><td>玉名市、荒尾市及び玉名郡</td><td rowspan="4">県北広域本部</td></tr>
<tr><td>鹿本地方災害対策本部</td><td>鹿本地域振興局</td><td>山鹿市</td></tr>
<tr><td>菊池地方災害対策本部</td><td>県北広域本部</td><td>菊池市、合志市及び菊池郡</td></tr>
<tr><td>阿蘇地方災害対策本部</td><td>阿蘇地域振興局</td><td>阿蘇市及び阿蘇郡</td></tr>
<tr><td>八代地方災害対策本部</td><td>県南広域本部</td><td>八代市及び八代郡</td><td rowspan="3">県南広域本部</td></tr>
<tr><td>芦北地方災害対策本部</td><td>芦北地域振興局</td><td>水俣市及び葦北郡</td></tr>
<tr><td>球磨地方災害対策本部</td><td>球磨地域振興局</td><td>人吉市及び球磨郡</td></tr>
<tr><td>天草地方災害対策本部</td><td>天草広域本部</td><td>天草市、上天草市及び天草郡</td><td>天草広域本部</td></tr>
</table>
２．熊本県の災害対策系統
(1)　熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統
熊本県の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、熊本県災害対策本部と熊本県防災会議を構成する防災関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図</td>
<td>②その他修正
県央広域本部の体制変更のため
【危機管理防災課災害対策班】</td>
<td>94</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	修正理由等	P
はかるとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。なお、（新規）多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施するものとする。	るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。なお、救助活動や被災地等への迅速な物資輸送のため、構成機関及び他県等からのヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施するものとする。	②その他修正 消防庁からの通知に基づく修正等 【危機管理防災課 災害対策班、 消防保安課消防班】	95
３．熊本県災害対策本部 (1)　設置基準 ウ　地方災害対策本部 （略） ・管内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、地域振興局長又は熊本土木事務所長が地方災害対策本部を構成する地方機関の長と設置について協議し、設置が必要とされた場合 (2)　編成 ウ. 地方災害対策本部（地域振興局及び熊本土木事務所） 地方対策本部長は、地域振興局長（熊本市の区域にあっては、熊本土木事務所長）とし、副本部長は、地域振興局次長（熊本市の区域にあっては、熊本土木事務所次長）をもって充てる。 （略）	３．熊本県災害対策本部 (1)　設置基準 ウ　地方災害対策本部 （略） ・管内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、地域振興局長（削除）が地方災害対策本部を構成する地方機関の長と設置について協議し、設置が必要とされた場合 (2)　編成 ウ. 地方災害対策本部（地域振興局及び県央広域本部） 地方対策本部長は、地域振興局長（熊本市の区域にあっては、県央広域本部長）とし、副本部長は、地域振興局次長（県央広域本部総務部長）をもって充てる。 （略）	②その他修正 県央広域本部の移転に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	96
熊本県災害対策本部組織図 本部会議 本部長：知事 副本部長：副知事 部員： 知事公室長　農林水産部長 総務部長　土木部長 企画振興部長　会計管理者 理事（デジタル戦略担当） 球磨川流域復興局長 健康福祉部長　企業局長 環境生活部長　教育長 商工観光労働部長　警察本部長 （新規）	熊本県災害対策本部組織図 本部会議 本部長：知事 副本部長：副知事 部員： 知事公室長　農林水産部長 総務部長　土木部長 企画振興部長　会計管理者 理事（デジタル戦略担当） 理事（球磨川流域復興担当） 健康福祉部長　企業局長 環境生活部長　教育長 商工（削除）労働部長　警察本部長 観光戦略部長	②その他修正 【危機管理防災課 災害対策班】	98

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>企画振興対策部</th></tr>
<tr><th>班</th></tr>
<tr><td>企画振興班
企画課
地域振興課
文化企画・
世界遺産推進課
交通政策課
（新規）
統計調査課
デジタル戦略推進課
システム改革課
球磨川流域復興局付</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>健康福祉対策部</th></tr>
<tr><th>班</th></tr>
<tr><td>避難所運営支援班
物資調達・輸送班
（新規）
応急住宅班
健康福祉政策課
健康危機管理班
医務班
高齢者支援班
高齢者支援課
認知症対策・
地域ケア推進課
障がい者支援班
薬務衛生班
保健衛生班
認知症対策・
地域ケア推進課
健康づくり推進課
外部対応・応援班
社会福祉課
子ども未来課
子ども家庭福祉課
国保・高齢者医療課</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
<table>
<tr><th>企画振興対策部</th></tr>
<tr><th>班</th></tr>
<tr><td>企画振興班
企画課
地域振興課
文化企画・
世界遺産推進課
交通政策課
空港アクセス鉄道整備推進課
統計調査課
デジタル戦略推進課
システム改革課
球磨川流域復興局付</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>健康福祉対策部</th></tr>
<tr><th>班</th></tr>
<tr><td>避難所運営支援班
物資調達・輸送班
健康福祉政策課
消費生活課
商工政策課
農林水産政策課
応急住宅班
健康福祉政策課
健康危機管理班
医務班
高齢者支援班
高齢者支援課
認知症施策・
地域ケア推進課
障がい者支援班
薬務衛生班
保健衛生班
認知症施策・
地域ケア推進課
健康づくり推進課
外部対応・応援班
社会福祉課
子ども未来課
子ども家庭福祉課
国保・高齢者医療課</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>②その他修正
別表４災害対策本部「配置要員の数」（P. 119）の記載内容との整合性を図るため
【健康福祉政策課
地域支え合い支援室
生活再建支援班】
【危機管理防災課
災害対策班】</td>
<td>98</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	修正理由等	P
商工観光労働対策部 班 商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 観光班 外国人支援班 （国際課） 外部対応・応援班 国際スポーツ大会推進課 （新設） （略）	商工（削除）労働対策部 班 商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 （削除） 観光戦略対策部 班 観光国際政策班 外国人支援班 観光国際政策課 観光振興課 観光企画班 観光振興班 販路拡大ビジネス班 （略）	②その他修正 【危機管理防災課 災害対策班】	98

修正前	修正後	修正理由等	P
災害対策部の分掌事務 企画振興対策部（企画振興部） 企画振興班 （企画課 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 （新規） 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付） 健康福祉対策部（健康福祉部） 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 （新規） 応急住宅班 （健康福祉政策課） 健康危機管理班 （健康危機管理課） 医務班 （医療政策課） 高齢者支援班 （高齢者支援課 認知症対策 ・地域ケア推進課） 障がい者支援班 （障がい者支援課） 薬務衛生班 （薬務衛生課） 保健衛生班 （健康づくり推進課 認知症対策 ・地域ケア推進課） 外部対応・応援班 （社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課） （略）	災害対策部の分掌事務 企画振興対策部（企画振興部） 企画振興班 （企画課 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付） 健康福祉対策部（健康福祉部） 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 応急住宅班 （健康福祉政策課） 健康危機管理班 （健康危機管理課） 医務班 （医療政策課） （医療政策課） 高齢者支援班 （高齢者支援課 認知症施策 ・地域ケア推進課） 障がい者支援班 （障がい者支援課） 薬務衛生班 （薬務衛生課） 保健衛生班 （健康づくり推進課 認知症施策 ・地域ケア推進課） 外部対応・応援班 （社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課） （略）	②その他修正 別表４災害対策本部「配置要員の数」（P.119）の記載内容との整合性を図るため 【健康福祉政策課 地域支え合い支援室 生活再建支援班】 【危機管理防災課 災害対策班】	100

修正前	修正後	修正理由等	P
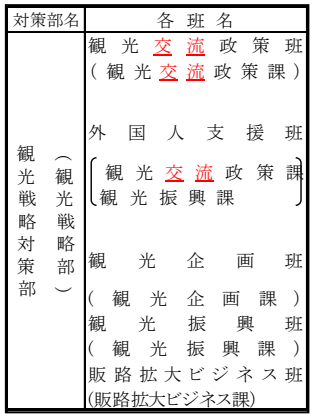 対策部名：観光戦略対策部（観光戦略部） 各班名：観光交流政策班（観光交流政策課）／外国人支援班（観光交流政策課、観光振興課）／観光企画班（観光企画課）／観光振興班（観光振興課）／販路拡大ビジネス班（販路拡大ビジネス課） （略）	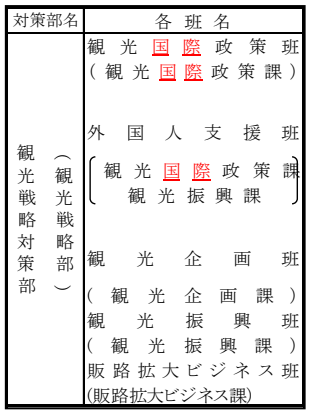 対策部名：観光戦略対策部（観光戦略部） 各班名：観光国際政策班（観光国際政策課）／外国人支援班（観光国際政策課、観光振興課）／観光企画班（観光企画課）／観光振興班（観光振興課）／販路拡大ビジネス班（販路拡大ビジネス課） （略）	②その他修正 【危機管理防災課 災害対策班】	101
第２節　職員配置 ２．職員配置体制の整備 (2)　速やかな登庁体制の確保 イ　防災センターにおける 24 時間体制の確保 発生した災害等に迅速に対応するため、勤務時間外（休日、夜間）においても、防災センター（県庁新館 10 階。なお、関係機関の連携強化、十分なスペース確保のため、防災センターの低層階への配置の検討を行う。）に職員を常駐させ、防災等に関する 24 時間の連絡体制を確保する。 （略） ３．県職員の配置 （略） 【県職員の災害配置基準】 １．災害対策本部設置前の配置体制 (3)　警戒体制（地震津波） （ア）　地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うた	第２節　職員配置 ２．職員配置体制の整備 (2)　速やかな登庁体制の確保 イ　防災センターにおける 24 時間体制の確保 発生した災害等に迅速に対応するため、勤務時間外（休日、夜間）においても、防災センター（削除）に職員を常駐させ、防災等に関する 24 時間の連絡体制を確保する。 （略） ３．県職員の配置 （略） 【県職員の災害配置基準】 １．災害対策本部設置前の配置体制 (3)　警戒体制（地震津波） （ア）　地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うた	②その他修正 防災センターの移転に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	108

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>め、危機管理防災課・消防保安課職員３名による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。
　なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。
（略）</td><td>め、危機管理防災課・消防保安課職員３名による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。
　なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課（削除）においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。
（略）</td><td>②その他修正
県央広域本部の移転に伴う修正
【危機管理防災課災害対策班】</td><td>112</td></tr>
<tr><td>別表２　【警戒体制（地震以外の災害）】
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>人　員</th><th>機　関　名</th><th>人　員</th></tr>
<tr><td>危機管理防災課・消防保安課</td><td>２～５</td><td>広域本部</td><td>６～８（４広域本部）</td></tr>
<tr><td>広報グループ</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>財産経営課</td><td>１</td><td>地域振興局</td><td>６～８（７地域振興局）</td></tr>
<tr><td>健康福祉政策課</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農林水産政策課</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農地整備課</td><td>２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>森林整備課</td><td rowspan="3">１</td><td>各教育事務所</td><td>１（９事務所）</td></tr>
<tr><td>林業振興課</td><td rowspan="2">各ダム管理所等　※④</td><td rowspan="2">※②⑤２（６管理所等）</td></tr>
<tr><td>森林保全課</td></tr>
<tr><td>水産振興課</td><td>※①　１</td><td rowspan="2">各港管理事務所</td><td rowspan="2">※①⑧１（４事務所）</td></tr>
<tr><td>漁港漁場整備課</td><td></td></tr>
<tr><td>河川課</td><td>※③　２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>道路保全課</td><td>２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>砂防課</td><td>※②　１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>港湾課</td><td>※①⑦１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>企業局</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教育庁</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水防本部</td><td>※⑥　４</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（略）</td><td>別表２　【警戒体制（地震以外の災害）】
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>人　員</th><th>機　関　名</th><th>人　員</th></tr>
<tr><td>危機管理防災課・消防保安課</td><td>２～５</td><td>広域本部</td><td>６～８（４広域本部）</td></tr>
<tr><td>広報グループ</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>財産経営課</td><td>１</td><td>地域振興局</td><td>６～８（７地域振興局）</td></tr>
<tr><td>健康福祉政策課</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農林水産政策課</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農地整備課</td><td>２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>森林整備課</td><td rowspan="3">１</td><td>各教育事務所　※⑨</td><td>１（９事務所）</td></tr>
<tr><td>林業振興課</td><td rowspan="2">各ダム管理所等　※④</td><td rowspan="2">※②⑤２（６管理所等）</td></tr>
<tr><td>森林保全課</td></tr>
<tr><td>水産振興課</td><td>※①　１</td><td rowspan="2">各港管理事務所</td><td rowspan="2">※①⑧１（４事務所）</td></tr>
<tr><td>漁港漁場整備課</td><td></td></tr>
<tr><td>河川課</td><td>※③　２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>道路保全課</td><td>２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>砂防課</td><td>※②　１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>港湾課</td><td>※①⑦１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>企業局</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教育庁</td><td>１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水防本部</td><td>※⑥　４</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（略）</td><td>②その他修正
待機体制の見直しに係る修正
【教育政策課政策班】</td><td>116</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>⑨教育事務所の待機は、管轄地域の学校の管理運営に影響があると見込まれる場合に限る。</td><td>②その他修正
待機体制の見直しに係る修正
【建築課安全推進班】</td><td>117</td></tr>
</table>

修正前

別表３　【第２警戒体制】

機関名	人員	機関名	人員
人事課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。	（道路保全課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。
企画課		道路整備課）	
健康福祉政策課		河川課	
環境政策課		企業局総務経営課	
商工政策課		教育政策課	
観光交流政策課		警備第二課	
農林水産政策課		※砂防課	
監理課		※建築課	
広報グループ		※港湾課	
市町村課			
危機管理防災課・消防保安課			計　40名

（略）

別表４　【災害対策本部】

（略）

対策部	班名	配置要員の数 第1配置	第2配置	第3配置
健康福祉対策部	健康福祉政策班	1	3	全員
	救助班（※）（健康福祉政策課）	1	3	〃
	健康危機管理班	1	2	〃
	医務班（医療政策課）	2	4	〃
	高齢者支援班（高齢者支援課 認知症対策・地域ケア推進課）	1	2	〃
	障がい者支援班	1	2	〃
	保健衛生班（認知症対策・地域ケア推進課 健康づくり推進課）	1	1	〃
		(1)	(1)	(1)（全員）
	薬務衛生班	2	3	〃
	外部対応・応援班	－	－	〃
	物資調達・輸送班(※)（健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課）	1	2	5
		(1)	(2)	(2)
				(1)
				(1)
				(1)

（略）

修正後

別表３　【第２警戒体制】

機関名	人員	機関名	人員
人事課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。	（道路保全課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。
企画課		道路整備課）	
健康福祉政策課		河川課	
環境政策課		企業局総務経営課	
商工政策課		教育政策課	
観光国際政策課		警備第二課	
農林水産政策課		※砂防課	
監理課		（削除）	
広報グループ		※港湾課	
市町村課			
危機管理防災課・消防保安課			計　40名

（略）

別表４　【災害対策本部】

（略）

対策部	班名	配置要員の数 第1配置	第2配置	第3配置
健康福祉対策部	健康福祉政策班	1	3	全員
	救助班（※）（健康福祉政策課）	1	3	〃
	健康危機管理班	1	2	〃
	医務班（医療政策課）	2	4	〃
	高齢者支援班（高齢者支援課 認知症施策・地域ケア推進課）	1	2	〃
	障がい者支援班	1	2	〃
	保健衛生班（認知症施策・地域ケア推進課 健康づくり推進課）	1	1	〃
		(1)	(1)	(1)（全員）
	薬務衛生班	2	3	〃
	外部対応・応援班	－	－	〃
	物資調達・輸送班(※)（健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課）	1	2	5
		(1)	(2)	(2)
				(1)
				(1)
				(1)

（略）

修正理由等

②その他修正
課名の変更に伴う修正
【危機管理防災課 災害対策班】

②その他修正
課名の変更に伴う修正
【危機管理防災課 災害対策班】

P

119

119

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対策部</th><th rowspan="2">班　名</th><th colspan="3">配　置　要　員　の　数</th></tr>
<tr><th>第1配置</th><th>第2配置</th><th>第3配置</th></tr>
<tr><td rowspan="5">観光戦略対策部</td><td>観光交流政策班</td><td>2</td><td>3</td><td>全員</td></tr>
<tr><td>外国人支援班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>観光企画班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>観光振興班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>販路拡大ビジネス班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
</table>

３．災害対策本部の事務処理
（略）
【熊本県災害対策本部事務処理要領】
２　災害対策本部の設置等
(2) 本部が設置されたときは、本部室を行政棟新館 10 階防災センターに置く。

第３節　災害警備
２．警察の任務
災害時における警察の任務は次に掲げるものとする。
（略）
(5)　検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
（新規）
(6)　県民の安全確保と不安解消のための広報
(7)　避難誘導及び二時災害の防止
(8)　その他必要な警察業務
４．災害時における警備体制及び活動内容
災害に対処する警察の警備体制及び活動内容は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>時　期</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>災害警備準備室</td><td>気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の</td><td>(1)　関係機関との連絡
(2)　気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対策部</th><th rowspan="2">班　名</th><th colspan="3">配　置　要　員　の　数</th></tr>
<tr><th>第1配置</th><th>第2配置</th><th>第3配置</th></tr>
<tr><td rowspan="5">観光戦略対策部</td><td>観光国際政策班</td><td>2</td><td>3</td><td>全員</td></tr>
<tr><td>外国人支援班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>観光企画班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>観光振興班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>販路拡大ビジネス班</td><td>—</td><td>1</td><td>〃</td></tr>
</table>

３．災害対策本部の事務処理
（略）
【熊本県災害対策本部事務処理要領】
２　災害対策本部の設置等
(2) 本部が設置されたときは、本部室を（削除）防災センターに置く。

第３節　災害警備
２．警察の任務
災害時における警察の任務は次に掲げるものとする。
（略）
(5)　検視、見分及び身元確認
(6)　安否不明者等の捜索及び相談対応
(7)　県民の安全確保と不安解消のための広報
(8)　避難誘導及び二時災害の防止
(9)　その他必要な警察業務
４．災害時における警備体制及び活動内容
災害に対処する警察の警備体制及び活動内容は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>時　期</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
</td>
<td>②その他修正
県央広域本部の移転に伴う修正
【危機管理防災課災害対策班】

②その他修正
体制見直しのため
【県警警備第二課】</td>
<td>121

127
128</td>
</tr>
</table>

修正前			修正後			修正理由等	P
	時間的余裕がある場合	(3)　装備資機材の整備					
災害警備対策室	(1) 風水害（新規）に関する警報が発せられた場合 (2) 津波注意報が発せられた場合 (3) 震度４以上の地震が発生した場合 (4) 火口周辺警報（噴火警戒レベル３（入山規制））が発せられた場合	(1)　関係機関との連絡 (2)　気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (3)　救助活動の把握と措置 (4)　避難状況の把握 (5)　避難の指示及び誘導 (6)　交通秩序の維持 (7)　通信の確保	熊本県警察災害対策室	(1) 風水害・雪害に関する警報が発せられた場合 (2) 津波注意報が発せられた場合 (3) 震度４以上の地震が発生した場合 (4) 火口周辺警報（噴火警戒レベル３（入山規制））が発せられた場合	(1)　関係機関との連絡 (2)　気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (3)　救助活動の把握と措置 (4)　避難状況の把握 (5)　避難の指示及び誘導 (6)　交通秩序の維持 (7)　通信の確保		
（新規）	（新規）	（新規）	熊本県警察災害対策本部	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	(1)　関係機関との連絡 (2)　気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (3)　救助活動の把握と措置 (4)　検視、見分及び身元確認 (5)　避難状況の把握		

修正前	修正後	修正理由等	P
	(6)　避難の指示及び誘導 (7)　交通秩序の維持 (8)　通信の確保		
第４節　応援要請 ５．消防関係相互の応援要請等 (2)　緊急消防援助隊 （略） （新規）大規模災害発生時において、県は必要に応じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。	第４節　応援要請 ５．消防関係相互の応援要請等 (2)　緊急消防援助隊 （略） 知事は、大規模災害等の発生時において、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第４４条第１項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。	②その他修正 【消防保安課消防班】	130
第６節　予警報等伝達 １．予警報等の定義 (1) 気象等の特別警報、警報及び注意報	第６節　予警報等伝達 １．予警報等の定義 (1) 気象等の特別警報、警報及び注意報	②その他修正 警報や注意報では記載のあった「～と予想された～」の文言がなかったため追加 【熊本地方気象台】	136 137

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 （略）
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 （略）
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

修正前	修正後	修正理由等	P
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 （略）	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 （略）		
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。		
（略）		（略）			
(17)　土砂災害危険度情報 土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。 情報の発表基準は資料編のとおりである。	（削除）	②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課防災管理班】	146
第７節　通信施設利用 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。 なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るものとする。	第７節　通信施設利用 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。 なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P3）の反映	152

修正前	修正後	修正理由等	P
	の構築を図る。		
３．通信が途絶した場合における措置 (1)災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。 (2)通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。 （新規）	３．通信が途絶した場合における措置 (1)災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。 (2)通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。 (3)電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P8）の反映	155
第８節　情報収集・共有及び被害報告取扱 ７．防災関係機関等の協力関係 なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。また、ヘリコプター運用調整所では、（新規）無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	第８節　情報収集・共有及び被害報告取扱 ７．防災関係機関等の協力関係 なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。また、ヘリコプター運用調整所では、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映	161
（略）	（略）		

第１編　共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第１１節　避難収容対策 ４　警戒区域の設定 市町村長若しくはその委任を受けた市町村の吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第 63 条） （略） 知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行するものとする。（災害対策基本法第 73 条）	第１１節　避難収容対策 ４　警戒区域の設定 市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第 63 条） （略） 知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第 73 条）	②その他修正 【消防保安課消防班】 ②その他修正 【消防保安課消防班】	187 187
第１３節　救出 ３．救出の方法 (2)　警察による救出（県警察本部） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被害者の救出措置を行うものとする。 （略） オ　大規模な災害が発生し又は発生しようとしている場合は、（新規）警察災害派遣隊の出動要請 （略） ４．関係機関の連携 （略） なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」	第１３節　救出 ３．救出の方法 (2)　警察による救出（県警察本部） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被害者の救出措置を行うものとする。 （略） オ　大規模な災害が発生し又は発生しようとしている場合は、必要に応じて警察災害派遣隊の派遣要請 ４．関係機関の連携 （略） なお、構成機関及び他県等からのヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調	②その他修正 文言の修正のため 【県警警備第二課】 ②その他修正 【消防保安課消防班】	200 200

修正前	修正後	修正理由等	P
に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。	整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。		
（略）	（略）		
第１５節　医療救護	第１５節　医療救護		
（略）	（略）		
なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、第26節 保健衛生と連動し、一体的に実施する。	なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療福祉調整本部のもと、第27節 保健衛生と連動し、一体的に実施する。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映	204
(2)　初動体制	(2)　初動体制		
（略）	（略）		
ウ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部医監を長とする保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターなどの災害関係者を招集し、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（以下「ＤＨＥＡＴ」という。）の支援を受け、関係団体（日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等）と保健医療救護に関する情報を共有するなど、連携を図りながら、保健医療救護活動の方針等の総合調整を行う。	ウ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部医監を長とする保健医療調整部門を設置する。保健医療調整部門は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターなどの災害関係者を招集し、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（以下「ＤＨＥＡＴ」という。）の支援を受け、関係団体（日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等）と保健医療救護に関する情報を共有するなど、連携を図りながら、保健医療救護活動の方針等の総合調整を行う。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映	205
エ 保健医療調整本部は、統括ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴ統括者に参集を依頼し、保健医療調整本部の下に、主に急性期におけるＤＭＡＴ、ＤＰＡＴの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うＤＭＡＴ県調整本部、ＤＰＡＴ県調整本部を設置する。	エ 保健医療調整部門は、統括ＤＭＡＴ及びＤＰＡＴ統括者に参集を依頼し、保健医療調整部門の下に、主に急性期におけるＤＭＡＴ、ＤＰＡＴの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うＤＭＡＴ県調整本部、ＤＰＡＴ県調整本部を設置する。		
（略）	（略）		
キ ＤＭＡＴ活動終了後の亜急性期においては、保健医療調整本部の下に、主に亜急性期における医療チーム等の活動方針の決定や関係機関との調整等を行う県医療救護調整本部を設置する。	キ ＤＭＡＴ活動終了後の亜急性期においては、保健医療調整部門の下に、主に亜急性期における医療チーム等の活動方針の決定や関係機関との調整等を行う県医療救護調整本部を設置する。		
（略）	（略）		
シ 地方災害対策本部若しくは保健医療調整本部が設置さ	シ 地方災害対策本部若しくは保健医療福祉調整本部が設		

修正前	修正後	修正理由等	P
れた場合又は健康福祉部長が必要と認めて保健所長にその設置を命じた場合は地方災害対策本部に、保健所長を長とする保健医療調整現地本部を設置する。保健医療調整現地本部は、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、県看護協会支部、災害拠点病院等の情報連絡員（地域災害医療サポートチーム）を受入れ、必要に応じてＤＨＥＡＴの支援を受けながら、現地の保健医療救護活動等の総合調整を行う。 （略） (3)　被災地内保健医療活動 （略） オ 現地に到着したＤＭＡＴ、医療チーム等は、保健医療調整現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。 カ 日赤救護班は、保健医療調整現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあっては、保健医療調整現地本部長が指定した者がこれを行う。 （略） (4)　傷病者の搬送と収容 ア 県災害対策本部は、保健医療調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。 （略）	置された場合又は健康福祉部長が必要と認めて保健所長にその設置を命じた場合は地方災害対策本部に、保健所長を長とする保健医療福祉調整現地本部を設置する。保健医療福祉調整現地本部は、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、県看護協会支部、災害拠点病院等の情報連絡員（地域災害医療サポートチーム）を受入れ、必要に応じてＤＨＥＡＴの支援を受けながら、現地の保健医療福祉救護活動等の総合調整を行う。 （略） (3)　被災地内保健医療福祉活動 （略） オ 現地に到着したＤＭＡＴ、医療チーム等は、保健医療福祉調整現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。 カ 日赤救護班は、保健医療福祉調整現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあっては、保健医療福祉調整現地本部長が指定した者がこれを行う。 （略） (4)　傷病者の搬送と収容 ア 県災害対策本部は、保健医療福祉調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。 （略）	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映	206 207

修正前	修正後	修正理由等	P
第１７節　給水 １．実施体制 （略） 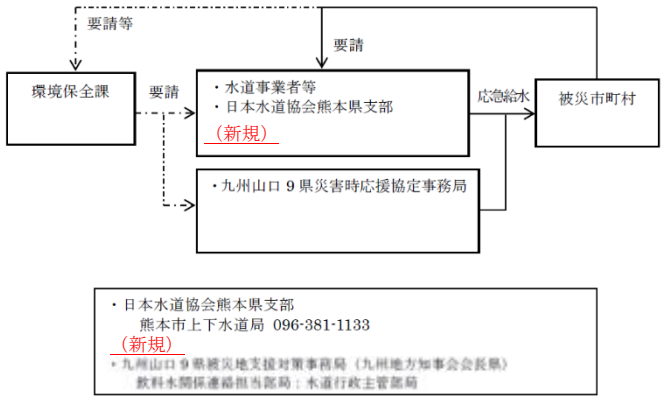 	第１７節　給水 １．実施体制 （略） 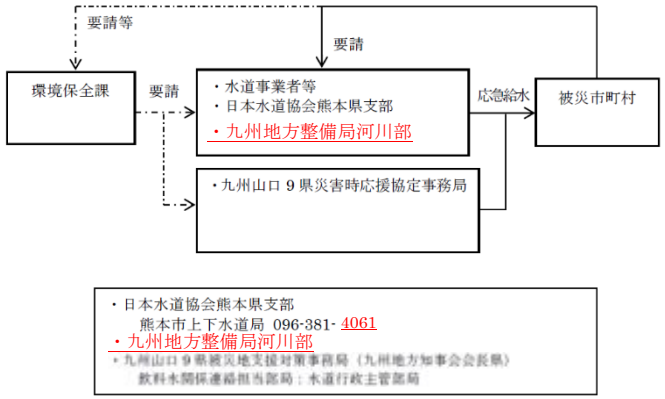 	②その他修正 法改正による所管替え（上水道は国交省所管へ） 【環境保全課水道班】	211
第２１節　住宅応急対策 ２．応急仮設住宅の供与 (1)　賃貸型応急住宅 県及び市町村は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から（新規）「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。 (2)　建設型応急住宅 ①　建設型応急住宅の建設 県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。 また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の	第２１節　住宅応急対策 ２．応急仮設住宅の供与 (1)　賃貸型応急住宅 県及び市町村は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。 (2)　建設型応急住宅 ①　建設型応急住宅の建設 県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。 また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建	②その他修正 独自の取組等で熊本県地域防災計画において反映する必要があるもの 【住宅課計画班】	218

修正前	修正後	修正理由等	P
建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。（新設）さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。	設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。	②その他修正 独自の取組等で熊本県地域防災計画において反映する必要があるもの 【住宅課計画班】	218
第２７節　保健衛生 （略） なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、第 15 節 医療救護と連動し、一体的に実施する。	第２７節　保健衛生 （略） なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療福祉調整本部のもと、第 15 節 医療救護と連動し、一体的に実施する。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映 【健康福祉政策課 総務班】	236
第２８節　災害ボランティア連携 １　県と災害ボランティア・災害ボランティア間の連携 （略） また、県は、ＮＰＯ等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。	第２８節　災害ボランティア連携 １　県と災害ボランティア・災害ボランティア間の連携 （略） また、県は、ＮＰＯ等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。		
（新規）	さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映	241

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td></td><td>るとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第 28 節
４　個々の分野における専門ボランティアとの連携
（略）
<table><tr><th>担　当　課</th><th>所管又は把握している団体名</th></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>（一社）日本アマチュア無線連盟熊本県支部</td></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>ＮＰＯ法人九州救助犬協会</td></tr><tr><td>医療政策課</td><td>（公社）熊本県看護協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>（公社）熊本県薬剤師会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>（一社）熊本県医薬品登録販売者協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>熊本県製薬協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>（一社）熊本県医薬品配置協会</td></tr><tr><td>障がい者支援課</td><td>（一財）熊本県ろう者福祉協会</td></tr><tr><td>認知症対策・地域ケア推進課</td><td>熊本県介護支援専門員協会</td></tr></table></td><td>第 28 節
４　個々の分野における専門ボランティアとの連携
（略）
<table><tr><th>担　当　課</th><th>所管又は把握している団体名</th></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>（一社）日本アマチュア無線連盟熊本県支部</td></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>ＮＰＯ法人九州救助犬協会</td></tr><tr><td>医療政策課</td><td>（公社）熊本県看護協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>（公社）熊本県薬剤師会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>（一社）熊本県医薬品登録販売者協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>熊本県製薬協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>（一社）熊本県医薬品配置協会</td></tr><tr><td>障がい者支援課</td><td>（一財）熊本県ろう者福祉協会</td></tr><tr><td>認知症施策・地域ケア推進課</td><td>（一社）熊本県介護支援専門員協会</td></tr></table></td><td>②その他修正
課名の変更に伴う修正
【危機管理防災課
災害対策班】</td><td>244</td></tr>
<tr><td>第４章　災害復旧・復興</td><td>第４章　災害復旧・復興</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第２節　公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、関係機関）
（略）
３．対象事業
（略）
(9)　漁港　漁港漁場整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設</td><td>第２節　公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、関係機関）
（略）
３．対象事業
（略）
(9)　漁港　漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施</td><td>②その他修正
法改正により法律名</td><td>285</td></tr>
</table>

修正前	修正後	修正理由等	P
	設	が変更となったため【漁港漁場整備課管理班】	
第７節　被災者自立支援対策 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、（新規）被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。	第７節　被災者自立支援対策 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映	294
１．被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、（新規）その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	１．被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映	294
（略）	（略）		
４．被災者台帳の作成等 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。（新規）	４．被災者台帳の作成等 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映	295
（略）	（略）		

第２編　地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第１章　総則	第１章　総則		
第２節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 １．地勢 （略） また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳ＊ランク、人吉盆地南縁断層（新規）がＡ＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 （略） [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和５年１月 13 日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）] （略）	第２節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 １．地勢 （略） また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳ＊ランク、人吉盆地南縁断層、出水断層帯がＡ＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 （略） [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和６年１月 15 日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）] （略）	②その他修正 出水断層帯もＡ＊ランクと評価されているため追記 【危機管理防災課 災害対策班】 ②その他修正 最新の資料に修正 【危機管理防災課 災害対策班】	301 302
第２章　災害予防	第２章　災害予防		
第４節　防災知識普及 １．住民に対する防災知識の普及 県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。 （略）	第４節　防災知識普及 １．住民に対する防災知識の普及 県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。そのために地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。 （略） 2011 年 10 月 5 日 23 時 33 分(平成 23)熊本地方　N32°54.8’	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映	326

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr><td>2011 年 10 月 5 日 23 時 33 分(平成 23)熊本地方　N32°
54.8’　E130°51.0’　H：10km　M：4.5
住家の一部破壊　最大震度５強（菊池市旭志）
（略）
2016 年４月 16 日 01 時 25 分（平成 28）熊本地方　N32°
45.2’　E130°　45.7’　H:12km　M:7.3
平成 28 年（2016 年）熊本地震において、日奈久断層帯（高野―白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。最大震度７の揺れがわずか 28 時間以内に２度発生した（前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測)。
（略）
2019 年１月３日 18 時 10 分（平成 31）熊本地方　N33°
01.6’　E130°　33.3’　H:10km　M:5.1
重傷１人、軽傷３人、住家一部破損 60 棟　最大震度:6 弱（和水町）

４．熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度１以上）
（略）
（新規）</td><td>E130°51.0’　H：10km　M：4.5
住家の一部破壊　最大震度５強（※菊池市旭志）
（略）
2016 年４月 16 日 01 時 25 分（平成 28）熊本地方　N32°
45.2’　E130°　45.7’　H:12km　M:7.3
平成 28 年（2016 年）熊本地震において、日奈久断層帯（高野―白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。最大震度７の揺れがわずか 28 時間以内に２度発生した（前震では※益城町、本震では※益城町と※西原村において観測)。
（略）
2019 年１月３日 18 時 10 分（平成 31）熊本地方　N33°
01.6’　E130°　33.3’　H:10km　M:5.1
重傷１人、軽傷３人、住家一部破損 60 棟　最大震度:6 弱（※和水町）

４．熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度１以上）
（略）
<table><tr><th rowspan="2">年</th><th>震度
観測点</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5弱</th><th>5強</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th><th>合計</th></tr><tr><td>2023年令和5年</td><td>熊本</td><td>9</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td></tr><tr><td></td><td>阿蘇山</td><td>8</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td></td><td>人吉</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td></td><td>牛深</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr></table></td><td>②その他修正
菊池市旭志は自治体の震度計
【熊本地方気象台】

②その他修正
益城町、西原村は自治体の震度計
【熊本地方気象台】

②その他修正
和水町は自治体の震度計
【熊本地方気象台】

②その他修正
2023 年を追加
【熊本地方気象台】</td><td>306

306

307

313</td></tr>
</table>

第２編　地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第５節　海岸対策 ２．海面監視 (2)情報伝達体制の確立 （略） また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」（新規）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。 （略）	第５節　海岸対策 ２．海面監視 (2)情報伝達体制の確立 （略） また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」、「火山噴火等による津波」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。 （略）	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P16）の反映	329
第３章　災害応急対策	第３章　災害応急対策		
第１節　職員配置 ２．組織の確立 (1)　職員の配置 イ　第１警戒体制 （ア）　地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員３名による警戒体制をとるものとする。 危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。 なお、各（新規）地域振興局（総務）振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。 （略）	第１節　職員配置 ２．組織の確立 (1)　職員の配置 イ　第１警戒体制 （ア）　地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員３名による警戒体制をとるものとする。 危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。 なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課（削除）においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。 （略）	②その他修正 県央広域本部の移転に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	347

修正前	修正後	修正理由等	P
（参考）職員の参集基準 第2警戒体制（災害警戒本部）［自動設置］ ／ ５弱又は５強・津波警報の発表・長周期地震動階級３の発表 ／ 人　事　課 企　画　課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 観光**交流**政策課 農林水産政策課 監　理　課 広　報　グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 〔道路保全課 道路整備課〕 河　川　課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 ＊砂　防　課 ＊建　築　課 ＊港　湾　課 （略）	（参考）職員の参集基準 第2警戒体制（災害警戒本部）［自動設置］ ／ ５弱又は５強・津波警報の発表・長周期地震動階級３の発表 ／ 人　事　課 企　画　課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 観光**国際**政策課 農林水産政策課 監　理　課 広　報　グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 〔道路保全課 道路整備課〕 河　川　課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 ＊砂　防　課 ＊建　築　課 ＊港　湾　課 （略）	②その他修正 課名の変更に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	349

修正前

第２節　地震・津波情報伝達（熊本地方気象台、県知事公室）

２．大津波警報・津波警報・津波注意報

（略）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m （５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

（略）

３．地震・津波情報の種類等

（略）

ア　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
（略）		
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。

修正後

第２節　地震・津波情報伝達（熊本地方気象台、県知事公室）

２．大津波警報・津波警報・津波注意報

（略）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（略）

３．地震・津波情報の種類等

（略）

ア　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
（略）		
（削除）		

修正理由等

②その他修正
気象庁ホームページの記載の修正
【熊本地方気象台】

②その他修正
各地の震度に関する情報は、震源・震度情報に統合したため削除
発表時間、回数を追加
【熊本地方気象台】

P

351

355

修正前			修正後			修正理由等	P
	・緊急地震速報（警報）発表時	それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。					
（略）			（略）			②その他修正 その他の情報なので、順番は地震情報の最後 【熊本地方気象台】	355
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報を発表。	（削除）				
（略）			（略）				
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で１回発表）。	②その他修正 発表時間、回数を追加 【熊本地方気象台】	355
（略）			（略）				
（新規）			その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報を発表。		

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>（略）
<table>
<tr><th>解説資料等の資料</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</td><td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表
・津波警報・注意報発表時
・熊本県で震度５弱以上を観測
・社会的に関心の高い地震が発生</td><td>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）　以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表
・津波警報・注意報発表時
・熊本県で震度５弱以上を観測
・社会的に関心の高い地震が発生　　地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。
・地震解説資料（全国詳細版）
地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</td></tr>
</table>
</td>
<td>（略）
<table>
<tr><th>解説資料等の資料</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</td><td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表
・津波警報・注意報発表時
・熊本県で震度５弱以上を観測
・社会的に関心の高い地震が発生</td><td>（削除）
地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。
・地震解説資料（全国詳細版）
地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
・地震解説資料（地域詳細版）
地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</td></tr>
</table>
</td>
<td>②その他修正
不要な部分の削除
【熊本地方気象台】</td>
<td>356</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	修正理由等	P
・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。	・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。		
（略）	（略）	②その他修正 追加 【熊本地方気象台】	356
（新規）	週間地震概況 ／ ・定期（毎週金曜） ／ 防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。		
（略）	（略）		
ウ　津波に関する情報	ウ　津波に関する情報		
（略）	（略）		
（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定	（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、 数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値） の言葉で発表して、津波	②その他修正 気象庁ホームページの修正 【熊本地方気象台】	357

修正前	修正後	修正理由等	P
値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略） (3)　地震及び津波に関する情報の伝達図	が到達中であることを伝える。 （略） (3)　地震及び津波に関する情報の伝達図	②その他修正 誤りがあったので修正 【熊本地方気象台】	363

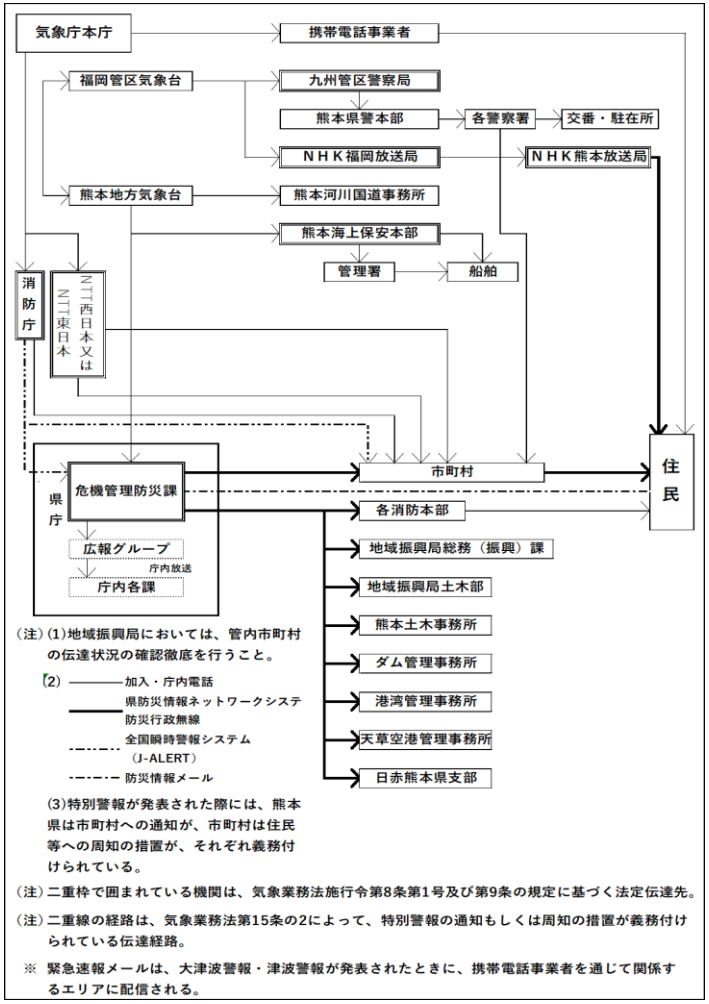

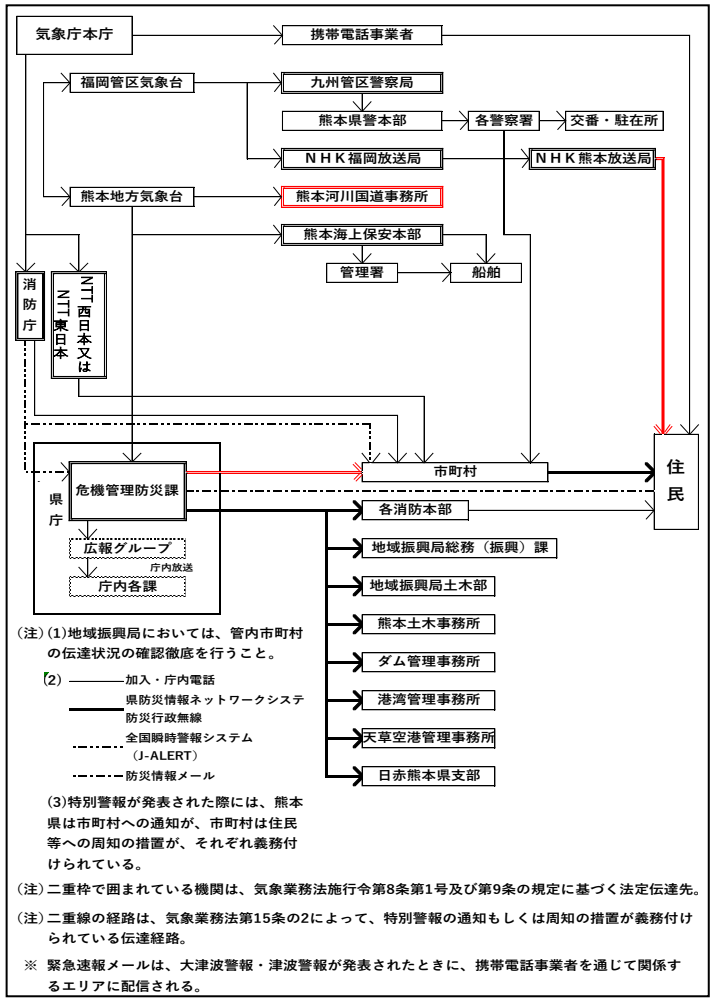

第３編　風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第２節　災害危険地域指定 ４．危険区域の巡視等 (3)　地すべり関係 本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 90 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外９地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区（676.88ha）が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。	第２節　災害危険地域指定 ４．危険区域の巡視等 (3)　地すべり関係 本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 91 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外９地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区（676.88ha）が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。	②その他修正 最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】	392
５．盛土関係 (2)是正指導 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、（新規）各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	５．盛土関係 (2)是正指導 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映	393
第４節　ダム等管理 ３．管理の方法 (4)国土交通省が管理するダム （略） （新規）	第４節　ダム等管理 ３．管理の方法 (4)国土交通省が管理するダム （略） ウ　九州地方整備局熊本河川国道事務所 阿蘇立野ダムについては、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 14 条第１項に基づく、阿蘇立野ダム操作規則の定めるところにより、洪水調節を行う。	②その他修正 立野ダム建設事業が完了し、令和６年４月から本格運用されるため 【河川課防災班】	396

第４編　阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
（新規）	第１章　総則		
第１節　阿蘇火山噴火対策 １．総則 １．阿蘇火山噴火対策に係る市町村及び地域 （略） ２．熊本県火山防災協議会 （略） ３．防災体制の整備 （略） ４．火山観測 （略） ５．防災対策事業等の推進 （略）	第１節　本編の目的 （略） 第２節　本編の性格 （略） 第３節　阿蘇火山に係る対象地域 （略） 第４節　阿蘇火山の概要及び過去の主な火山活動 （略）	②その他修正 火山災害における対応の明確化 【危機管理防災課災害対策班】	398 ～ 400
（新規）	第２章　災害予防		
２．災害予防対策 (1)　火山現象の予報及び警報 （略） (2)　噴火速報 （略） (3)　火山の状況に関する解説情報 （略） (4)　降灰予報 （略） (5)　火山ガス予報 （略） (6)　火山現象に関する情報の種類 （略） (7)　噴火予報及び噴火警報文の内容 （略） (8)　噴火予報及び噴火警報の発表及び通報	第１節　防災対策事業等の推進 （略） 第２節　避難収容 （略） 第３節　火山観測 （略） 第４節　防災知識普及 （略） 第５節　防災訓練 （略） 第６節　登山者情報の把握 （略） 第７節　避難行動要支援者等支援 （略）	②その他修正 火山災害における対応の明確化 【危機管理防災課災害対策班】	400 ～ 407

修正前	修正後	修正理由等	P
（略） (9)　噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備 （略） (10)　異常現象発見者の通報義務及び通報先 （略） (11)　火口現地観測 （略） (12)　災害危険予想区域の把握等 （略） (13)　避難施設等の整備 （略） (14)　避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定 （略） (15)　防災訓練の実施 （略） (16)　防災知識の普及 （略） (17)　登山者及び地域住民に対する適切な情報提供 （略） (18)　登山者情報の把握 （略）			
（新規） ３．災害応急対策 １．災害情報収集及び被害報告 （略） ２．警戒避難 （略） ３．交通規制等 （略） ４．阿蘇火山噴火に伴う警察措置（県警察本部）	第３章　災害応急対策 第１節　防災体制の整備 （略） 第２節　職員配置 （略） 第３節　応援要請 （略） 第４節　火山現象に関する予警報等伝達	②その他修正 火山災害における対応の明確化 【危機管理防災課 災害対策班】	407 ～ 410

第４編　阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
（略） ４．土砂災害対策 （略） ５．降灰対策 （略）	（略） 第５節　避難収容対策 （略） 第６節　救出 （略） 第７節　消火 （略） 第８節　給水 （略） 第９節　電源確保 （略） 第１０節　土砂災害対策 （略） 第１１節　降灰対策 （略）		

第６編　航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第１節　航空機災害応急対策 １．各関係機関の措置 (1)情報の通信連絡及び広報 （略） エ　各関係機関の窓口は次のとおりとする。(阿蘇熊本空港)	第１節　航空機災害応急対策 １．各関係機関の措置 (1)情報の通信連絡及び広報 （略） エ　各関係機関の窓口は次のとおりとする。(阿蘇熊本空港		

修正前

（略）

区　分		機　関　名（順不同）	所　在　地
空港運営権者	1	熊本国際空港株式会社	861-2204　上益城郡益城町小谷1802－２
国の行政機関	2	国土交通省　大阪航空局　熊本空港事務所　総務課	861-2204　上益城郡益城町小谷
	3	防衛省　陸上自衛隊　高遊原分屯地	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1812
	4	防衛省　陸上自衛隊　第８師団　一西部方面衛生隊	861-8064　熊本市北区八景水谷2-17-1
	5	財務省　長崎税関　八代税関支署　熊本空港出張所	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	6	法務省　福岡出入国在留管理局　熊本出張所	862-0971　熊本市中央区大江3-1-53　熊本第2合同庁舎
	7	厚生労働省　福岡検疫所　熊本空港出張所	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	8	農林水産省　動物検疫所　門司支所　福岡空港出張所	812-0851　福岡市博多区大字青木739　国際線
	9	農林水産省　門司植物防疫所　八代出張所	866-0033　八代市港町139　八代港湾合同庁舎内
地方自治体	10	熊本県　知事公室　危機管理防災課	862-8570　熊本市中央区水前寺6-18-1
	11	熊本県　医療政策課	862-8570　熊本市中央区水前寺6-18-1
	12	熊本市　政策局　危機管理防災部危機管理課（消防局を除く）	860-8601　熊本市中央区手取本町1-1
	13	大津町　総務課（菊池広域連合消防本部を除く）	869-1292　菊池郡大津町大津1233
	14	菊陽町　総務課（菊池広域連合消防本部を除く）	869-1192　菊池郡菊陽町大字久保田2800
	15	益城町　総務課	861-2295　上益城郡益城町大字木山594
	16	西原村　総務課	861-2492　阿蘇郡西原村大字小森3259
警察機関	17	熊本県警察本部　警備部警備第二課	862-8610　熊本市中央区水前寺6-18-1
	18	熊本県警察　熊本東警察署	862-8510　熊本市東区東町3-10-1
消防機関	19	熊本市消防局　警防部警防課	862-0971　熊本市中央区大江3-1-3
	20	菊池広域連合消防本部　警防課	869-1102　菊池郡菊陽町大字原水7-1
	21	熊本県防災消防航空センター	869-1104　菊池郡菊陽町大字戸次1698
	22	（一財）航空保安協会　熊本第一事務所	861-2204　上益城郡益城町小谷
医師会・医療機関	23	日本赤十字社　熊本県支部　事業推進課	861-8039　熊本市東区長嶺南2-1-1
	24	（公社）熊本県医師会　業務Ｉ課	860-0806　熊本市中央区花畑町1-13
	25	（一社）熊本市医師会	860-0811　熊本市中央区本荘3-3-3
	26	（一社）菊池郡市医師会	861-1331　菊池市隈府764-1
	27	（一社）阿蘇郡市医師会	869-2225　阿蘇市黒川1178
	28	（一社）上益城郡医師会	861-3207　上益城郡御船町御船986
	29	（一社）熊本県歯科医師会	860-0863　熊本市中央区坪井2-4-15
航空運送事業者	30	全日本空輸（株）　熊本空港所	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	31	日本航空（株）　熊本空港所	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	32	（株）ソラシドエア　熊本空港支店	861-2204　上益城郡益城町大字小谷
	33	（株）フジドリームエアラインズ（エスエーエス）　熊本空港支店	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	34	天草エアライン（株）	863-2114　天草市五和町城河原1-2080-5
	35	ジェットスタージャパン（株）　安全保安管理本部	282-0006　成田市成田国際空港第3ターミナル
	36	チャイナエアライン　熊本営業所	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2　国際線
	37	（株）ティーウェイ航空　熊本支店	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2　国際線
	38	エアソウル（株）熊本支店	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2　国際線
	39	香港航空　南九州支店	889-6404　鹿島市浦辺麗1355-4
航空機使用事業者	40	（学）君が淵学園　崇城大学　航空機操縦訓練本部	869-1104　菊池郡菊陽町戸次西中尾1569-1
空港内事業者	41	熊本空港ビルディング（株）　危機管理室	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	42	九州産交ツーリズム（株）	961-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	43	西鉄エアサービス（株）　熊本空港所	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
	44	熊本空港警備（株）	861-2204　上益城郡益城町大字小谷1802-2
その他関係機関	45	九州産交バス（株）	860-0068　熊本市西区上代4-13-34
	46	西日本電信電話（株）　熊本支店設備部企画担当	860-0805　熊本市中央区桜町3-1

修正後

（略）

区　分		機　関　名（順不同）	所　在　地	
運営権者	1	熊本国際空港株式会社	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
国の行政機関	2	国土交通省　大阪航空局　熊本空港事務所　総務課	861-2204	上益城郡益城町大字小谷
	3	防衛省　陸上自衛隊　高遊原分屯地	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1812
	4	防衛省　陸上自衛隊　第８師団　一西部方面衛生隊	861-8064	熊本市北区八景水谷2-17-1
	5	財務省　長崎税関　八代税関支署　熊本空港出張所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	6	法務省　福岡出入国在留管理局　熊本出張所	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53　熊本第2合同庁舎
	7	厚生労働省　福岡検疫所　熊本空港出張所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	8	農林水産省　動物検疫所　門司支所　福岡空港出張所	812-0851	福岡市博多区大字青木739　国際線
	9	農林水産省　門司植物防疫所　八代出張所	866-0033	八代市港町139　八代港湾合同庁舎内
地方自治体	10	熊本県　知事公室　危機管理防災課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1
	11	熊本県　医療政策課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1
	12	熊本市　政策局　危機管理防災部危機管理課（消防局を除く）	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1
	13	大津町　総務課（菊池広域連合消防本部を除く）	869-1292	菊池郡大津町大津1233
	14	菊陽町　総務課（菊池広域連合消防本部を除く）	869-1192	菊池郡菊陽町大字久保田2800
	15	益城町　総務課	861-2295	上益城郡益城町木山594
	16	西原村　総務課	861-2492	阿蘇郡西原村大字小森3259
警察機関	17	熊本県警察本部　警備部警備第二課	862-8610	熊本市中央区水前寺6-18-1
	18	熊本県警察　熊本東警察署	862-8510	熊本市東区東町3-10-1
消防機関	19	熊本市消防局　警防部警防課	862-0971	熊本市中央区大江3-1-3
	20	菊池広域連合消防本部　警防部	869-1102	菊池郡菊陽町大字原水7-1
	21	熊本県防災消防航空センター	869-1104	菊池郡菊陽町大字戸次1698
	22	（一財）航空保安協会　熊本第一事務所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷
医師会・医療機関	23	日本赤十字社　熊本県支部　事業推進部	861-8039	熊本市東区長嶺南2-1-1
	24	（公社）熊本県医師会　業務Ｉ課	860-0806	熊本市中央区花畑町1-13
	25	（一社）熊本市医師会	860-0811	熊本市中央区本荘3-3-3
	26	（一社）菊池郡市医師会	861-1331	菊池市隈府764-1
	27	（一社）阿蘇郡市医師会	869-2225	阿蘇市黒川1178
	28	（一社）上益城郡医師会	861-3207	上益城郡御船町御船986
	29	（一社）熊本県歯科医師会	860-0863	熊本市中央区坪井2-4-15
航空運送事業者	30	全日本空輸（株）　熊本空港所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	31	日本航空（株）　熊本空港所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	32	（株）ソラシドエア　熊本支店	861-2204	上益城郡益城町大字小谷
	33	（株）フジドリームエアラインズ　熊本空港支店	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	34	天草エアライン（株）	863-2114	天草市五和町城河原1-2080-5
	35	ジェットスタージャパン（株）	282-0006	成田市成田国際空港第3ターミナル内
	36	チャイナ エアライン　熊本営業所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	37	（株）ティーウェイ航空　熊本支店	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	38	エアソウル（株）	811-2315	福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線ターミナル3階
	39	釜港エクスプレス	811-2315	福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線ターミナル2階
	40	香港航空　南九州支店	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	41	スターラックス航空　熊本空港支店	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
航空機使用事業者	42	（学）君が淵学園 崇城大学　航空機操縦訓練本部	869-1104	菊池郡菊陽町戸次字1569-1
空港内事業者	43	九州産交ツーリズム（株）	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	44	西鉄エアサービス（株）　熊本空港所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	45	（株）エスエーエス　阿蘇くまもと空港事業所	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	46	熊本空港警備（株）	861-2204	上益城郡益城町大字小谷1802-2
	47	熊本空港給油施設（株）	869-1104	菊池郡菊陽町戸次1364-1
	48	センコー（株）	869-1104	菊池郡菊陽町戸次1364-1
その他関係機関	49	九州産交バス（株）	860-0068	熊本市西区上代4-13-34
	50	西日本電信電話（株）　熊本支店設備部企画担当	862-0805	熊本市中央区桜町3-1

修正理由等

②その他修正
【熊本国際空港株式会社】

P

427

第６編　航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(4)　消防活動及び警戒区域の設定 （略） ○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消化救難活動等の行動基準等に関する申し合わせ事項」 （略）	(4)　消防活動及び警戒区域の設定 （略） ○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動等の行動基準等に関する申し合わせ事項」 （略）	②その他修正 【消防保安課消防班】	429